



児童手当が変わります

問本 こども未来課 Tel 23-7331

▶ 令和 5 年 12 月に閣議決定された「こども未来戦略」に基づき、令和 6 年 10 月分（12 月支給分）から児童手当が拡充されます。

拡充後：

- ・所得制限の撤廃
- ・高校生年代までの支給期間の延長
- ・多子加算について第 3 子以降は 3 万円
- ・親などの経済的負担がある場合は、22 歳到達年度末までの子を多子加算の対象とする
- ・支払月を偶数月の年 6 回（初回支給は 12 月）
- ・支払通知書（はがき）の廃止

受給資格者：

支給対象児童（高校生年代以下の児童）を養育する父母などのうち所得が高い人
 ※申請資格者が公務員の場合は職場での申請。
 ※受給資格者が市外に住民登録している場合は、住民登録地での申請が必要。

新規申請が必要な人：

- ①所得限度額超過により支給対象外である人
 - ②高校生年代のみの児童を養育している人
- …児童手当認定請求書、受給者名義の通帳また

はキャッシュカードの写しを提出

- ・高校生年代以下の児童が受給者と別居している場合は「別居監護申立書」が必要です（別居している児童が市外にいる場合は、別に住む児童の世帯の住民票謄本が必要です）。

増額申請が必要な人：

- ③手当を受給しており、石岡市に申請のない高校生年代の児童がいる人
- …額改定請求書、別居監護申立書、別に住む児童の世帯の住民票謄本を提出

多子加算の申請が必要な人：

18 歳到達の年度末以降から 22 歳到達の年度末まで（平成 14 年 4 月 2 日～平成 18 年 4 月 1 日生まれ）の子を養育しており、第 3 子以降増額を受ける人は「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出。

申請期限：10 月末まで

※高校生年代がいる世帯や第 3 子以降の児童がいる世帯、特例給付を受給している世帯で増額対象となる場合は、額改定通知書を 12 月の支給日までに送付します。

🐾 9 月は動物愛護月間です

問本 生活環境課 Tel 23-7301



●動物の習性などを正しく理解して飼う

正しいしつけをしましょう。また、飼育場所を清潔に保ち、排泄物・におい・鳴き声などがご近所の迷惑にならないようにしましょう。

●責任を持って飼える数だけ飼う

繁殖を希望しないのであれば、避妊・去勢手術を受けさせましょう。
 飼えないなら餌を与えないことも大切です。

●排泄物の処理を適切に行う

散歩中のふんは、必ず持ち帰り、処分しましょう。猫は専用のトイレを用意して排泄させましょう。

●犬の放し飼いはしない・猫は屋内で飼う

犬は散歩のときもリード（引き綱）を必ずつけてください。猫は、ご近所とのトラブルを避けるため屋内で飼いましょう。

●最後まで責任を持って

飼育を始める前に、最後まで責任を持って飼育できるか、よく考えてからペットを迎えましょう。

●犬・猫に迷子札やマイクロチップをつける

●マイクロチップ装着推進補助金

手術の前に申請が必要です。

対象者：市内に住所を有する犬猫の飼い主（世帯で年 2 頭・匹まで）

対象：以下の 3 通りの犬猫

- ①：マイクロチップ装着手術のみを受ける
- ②：①と一緒に避妊去勢手術を受ける
- ③：避妊去勢手術を受ける

（ただし、①が済んでいる犬猫に限る）

※②と③は申請時、獣医師の所見が必要です。

補助額：手術費用の 2 分の 1（上限あり）

マイクロチップ装着手術：上限 2,000 円

避妊手術：上限 4,000 円

去勢手術：上限 3,000 円

必要書類：マイクロチップ装着推進補助金交付申請書（マイクロチップ装着済の場合は「登録証明書」の添付が必要です）

9月16日は敬老の日
これからのこと家族で
考えてみませんか？

9月は

「認知症を知る月間」です

▼県では9月を「認知症を知る月間」としています。認知症は誰もが発症する可能性のある病気です。認知症になっても、手助けがあれば住み慣れた場所で暮らすことができます。あなたや大切な人が認知症と診断されたときにどう暮らしたか、この機会にご家族やまわりの人と話してみませんか。

**思い当たる「もの忘れ」は
ありませんか**

- ・同じことを何度も話したり、同じ物を何度も買ってきたりするようになった。
- ・使い慣れた道具や電化製品の使い方が分からなくなった。
- ・約束の日時を忘れたり、貴重品などを失くしたりすることが増えている。

市では『もの忘れ（認知症）

相談会』を開催しています。市内精神科医療機関の精神保健福祉士などによる相談会です。秘密は厳守されます。下記の日程でご相談ください。訪問での相談もお受けします。

日時／9月12日（金）・25日（金）

10月15日（月）

午後1時30分～4時

場所／地域包括支援センター
または自宅

申込方法／電話で申し込み

閻市地域包括支援センター

Tel 35・1127

認知症簡易チェックサイトを
活用ください

▼認知症は、脳の障害によつて認知能力が低下し、日常生活を送ることが困難になる病気で、加齢に伴うもの忘れとは異なります。簡単に認知症チェックをしてみませんか？家族・介護者向けと、本人向けを選択できます▼



※利用料は無料です（通信料は自己負担）。

閻市地域包括支援センター

Tel 35・1127

高齢者の皆さんへ
私たちが訪問します

▼在宅介護支援センターでは、高齢者やその家族から生活や介護などの相談を受け付け、必要な福祉サービスを紹介しています。市内には、6カ所の在宅介護支援センターがあり、介護に携わる専門的な職員などが配置されています。高齢者の生活を支援する市の地域包括支援センターと協力して、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるように支援しています。

閻市地域包括支援センター

Tel 35・1127

ひとり暮らしの高齢者や
高齢者世帯の個別訪問

高齢者の家を訪問し、生活や介護の相談があった場合、心身機能の状態を確認し、必要なサービスにつなげます。

■介護予防教室

介護予防に興味のある市民を対象に、地区の公民館などでシルバリーハビリ体操や介護相談、認知症予防のための講話などを実施

しています。詳しくはお問い合わせください。

■家族介護者同士の交流会

在宅介護をしている人などを対象に、意見交換会や講話、訪問による相談会を行っています。

いつも介護をしている家族から一時的に離れ、家族介護者同士で交流の場を持つことで、悩みを相談できたり、情報交換できたりと心身のリフレッシュにつながります。

詳しくは

各在宅介護支援センターまで

①やさと（小桜・小幡・吉生・柿岡・葦穂小学校区）

Tel 43・0811

②八郷プロバンス（瓦会・恋瀬・林・東成井・園部小学校区）

Tel 44・3221

③ゆうゆう（石岡小学校区）

Tel 070・1270・9295

④ねあたり（府中小学校区）

Tel 27・6003

⑤あいあい（東・杉並小学校区）

Tel 28・3232

⑥センチュリー石岡（南小学校区）

Tel 27・0001

※小学校区ごとに担当地区が決まっています。



⑥センチュリー石岡
竹越さん
南小学校区担当



⑤あいあい
米川さん
東・杉並小学校区担当



④ねあたり
中江さん
府中小学校区担当



③ゆうゆう
平間さん
石岡小学校区担当



②八郷プロバンス
細谷さん
瓦会・恋瀬・林・東成井・園部小学校区担当



①やさと
富田さん
小桜・小幡・吉生・柿岡・葦穂小学校区担当

※小学校区ごとに担当地区が決まっています。